

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の量の見込みの見直しについて

【見直しが必要になった背景】

国が、8月に乳児等通園支援事業の量の見込み手引きの改正案を提示し、9月に改正予定のため、計画に記載の量の見込み等を見直す可能性があります。

※刈谷市子ども計画 P92 抜粋

⑰乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業内容】

生後6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、保護者の理由に関わらず、保育所等を一定時間まで柔軟に利用できる通園制度で、集団生活の機会を通じてこどもの成長を応援し、保護者の子育てに関する相談支援などを行う事業

【提供体制の考え方】

保育園における一時保育の提供体制を計画期間中も確保しながら、一時保育実施園の一部を乳児等通園支援事業に移行するとともに、当該事業を実施する民間園の新規誘致を図ることで提供体制を確保します。

■0歳

単位（人）

利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	—	11	11	11	11
B 確保の内容	—	11	11	11	11
B－A	—	0	0	0	0

■1歳

単位（人）

利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	—	16	16	16	16
B 確保の内容	—	16	16	16	16
B－A	—	0	0	0	0

■2歳

単位（人）

利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	—	17	17	17	17
B 確保の内容	—	17	17	17	17
B－A	—	0	0	0	0

【今後の予定】

国の手引きの改正内容により、量の見込み等の改正が必要な場合は、改正案について書面を通じて委員の意見をいただき、意見を踏まえたうえで計画を改正